

令和3年11月30日

保護者の皆様

昭島市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止の扱いの見直しについて（通知）

日ごろより、昭島市立学校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

各学校におきましては、10月25日から東京都で位置付けられた基本的対策徹底期間として、感染防止対策の徹底と教育活動の継続に取り組んでいるところです。

この度、東京都におきましては、令和3年11月26日付け通知により、12月1日以降も都が「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）によるレベル1の状況にある間は、「基本的対策徹底期間」を継続することを決定いたしました。

同じく令和3年11月26日付け通知「基本的対策徹底期間の延長に伴う都立学校の対応について（依頼）」において、「家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養」との記載が引き続きなされたところです。

しかしながら、本市におきましては、東京都における感染状況が現在、「感染者がいても安定的に医療の対応ができる」とされる「レベル1」であることや本市の感染状況を踏まえ、同居のご家族に何らかの症状が見られたとしても、感染症が疑われない場合は、出席停止の対象外とすることといたしました。

なお、東京都の感染状況がレベル2以上になるなど、感染リスクが高まったときには、ご家族に体調不良が見られる場合は、改めて出席停止の対象に変更いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 出席停止に該当

- 本人又は同居の家族が感染（陽性と判定）した場合や濃厚接触者と特定された（もしくはその可能性がある）場合
- 本人又は同居の家族がPCR検査の対象者となった場合
- 本人に発熱等の風邪の症状が見られる場合

2 出席停止の対象外

- （都内の感染レベルが1以下において）同居の家族に何らかの症状が見られたとしても、感染症が疑われない場合

※ お子様やご家族の健康安全を守るとともに、引き続き学校内外での感染防止を徹底する方針に変わりはないことから、発熱の有無や医師の診断結果など、あらかじめ学校にご連絡とご相談をお願いします。学校との相談の結果、感染防止のため児童・生徒が登校を控えた場合には、各学校で欠席扱いとはしない対応を行います。

なお、東京都発熱相談センター（電話番号03-5320-4592）への相談などもご利用ください。